

学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 7 月（改訂）
青森県立八戸工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近では携帯電話やパソコンの介在により、いっそう見えにくいものになっている。学校は、いじめがどの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要があり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送ることができるようにいじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に、かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許されない」との共通認識
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との共通認識
- ③ 「いじめは、誰もが被害者にも加害者にもなり得る」との共通認識
- ④ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との共通認識

（3）いじめの構造と衝動

①いじめの構造

いじめは、意識的かつ集団的に行われ、「いじめる側」と「いじめられる側」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの衝動

いじめの衝動を発生させる原因としては、以下のものなどが考えられる。

- ア 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- イ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ウ ねたみや嫉妬感情
- エ 遊び感覚やふざけ
- オ いじめの被害者となることへの回避感情

（4）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑦金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧嫌なことをや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑨パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑩その他(陰口、使い走り、落書き、辱め行為及び性的な辱め行為の強要、噂流し 等)

3 指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2

4 いじめの未然防止

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、教育活動全体を通して、生徒同士の心の結びつきを深め、社会性を育む必要がある。そのため、学校生活において自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるとともに、社会の形成者としての資質を育成する生徒指導が求められる。

(1) 学習指導の充実

- ①わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ②規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ③コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ④相手を尊重する気持ちの育成

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ①ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ②ボランティア活動の充実

(3) 人権教育の充実

- ①自己確認シートによる人権感覚の育成（6月）

別紙3

- ②講演会等の開催

(4) 保護者・地域との連携

- ①いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ②学校公開の実施
- ③学校ホームページへの掲載

(5) 教科「工業」科目「工業情報数理」及び「工業技術基礎」等における情報モラル教育の充実

(6) ネットトラブルについては、「7. ネットいじめへの対応」に記載

5 いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発するサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙4

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙5

(4) 相談体制の整備

①面談の定期的実施（5月、6月、9月、11月、1月）

②学校HPへの相談

(5) 定期的調査の実施

①いじめアンケートの実施（6月、11月、2月）

別紙6・7

(6) 情報の共有

①報告経路の明示・報告の徹底

②職員会議等での情報共有

③要配慮生徒の実態把握

④進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

ア 安全・安心を確保する。

イ 心のケアを図る。

ウ 今後の対策について、共に考える。

エ 活動の場等を設定し、認め、励ます。

オ 温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

ア いじめの事実を確認する。

- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- エ 今後の生き方を考えさせる。
- オ 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア 自分の問題として捉えさせる。
- イ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ア じっくりと話を聞く。
- イ 苦痛に対して寄り添いながら理解を示す。
- ウ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ア いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- イ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ウ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- エ 何か気づいたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ア 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- イ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ウ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体となって対応をすることが重要である。

①青森県教育委員会との連携

- ア 関係生徒への支援・指導・保護者への対応方法
- イ 関係機関との調整

②警察との連携

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携（児童相談所等）

- ア 家庭の養育に関する指導・助言
- イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ウ 家庭内での虐待（ネグレクト等）に関する指導・助言

④医療機関との連携

- ア 精神保健に関する相談
- イ 精神症状についての治療、指導・助言

⑤地域との連携

- ア 民生委員や町内会との情報の共有・協力・支援
- イ 不登校やひきこもり等に対するサポートステーションの活用

7 ネットいじめへの対応

（１）ネットいじめとは

文字、画像及び動画等を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等へ送信することや、特定の生徒になりすまし社会的信用を失わせるような行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

（２）ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ア フィルタリングの徹底（合格者説明会やネットトラブル防止教室）
- イ 保護者の見守り

②情報モラル教育の充実

- ア 教科「工業」の科目「工業情報数理」及び「工業技術基礎」等における情報モラル教育の充実

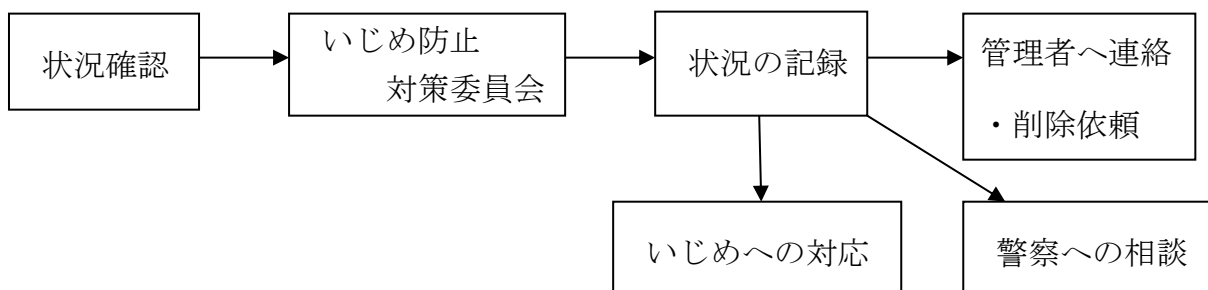
③ネットトラブル防止教室の実施によるネット社会への理解

（３）ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ア 被害者からの訴え
- イ 閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - イ その他必要と認めた場合
- ③保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合

(2) 重大事態時の報告・調査協力

重大事案が発生した場合には、速やかに県教育委員会を経由して知事に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合には、いじめ防止対策委員会を母体として当該重大事態の特質に応じた適切な専門家を加えて調査を実施する。いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに再発防止に努める。県教育委員会が調査を行う場合にはその重大事態調査のための組織に協力する。

9 いじめの解消

少なくとも次の二つの要件が満たされていることを確認する。

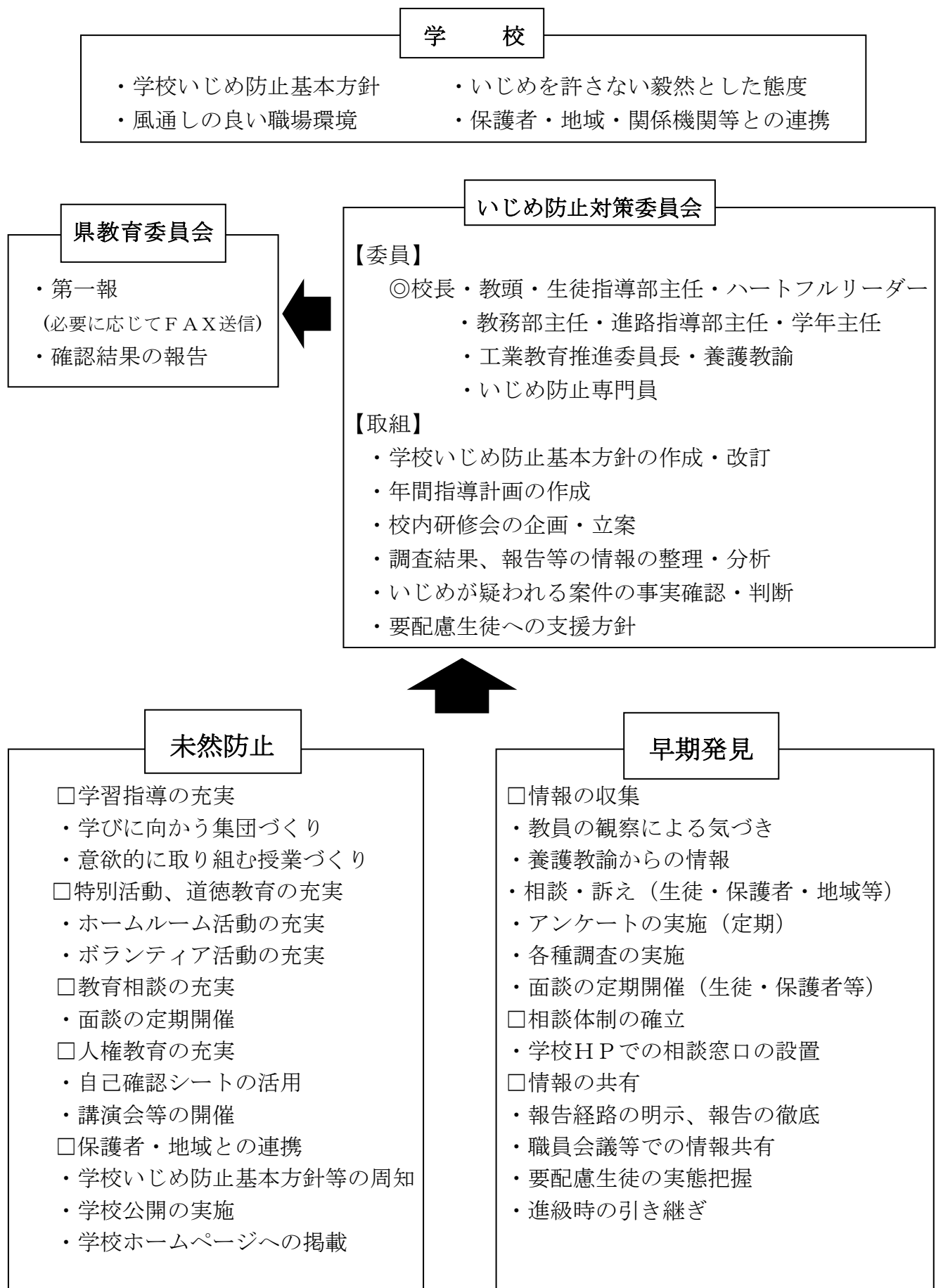
- ①いじめに係わる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が3か月以上、止んでいること。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

10 評価

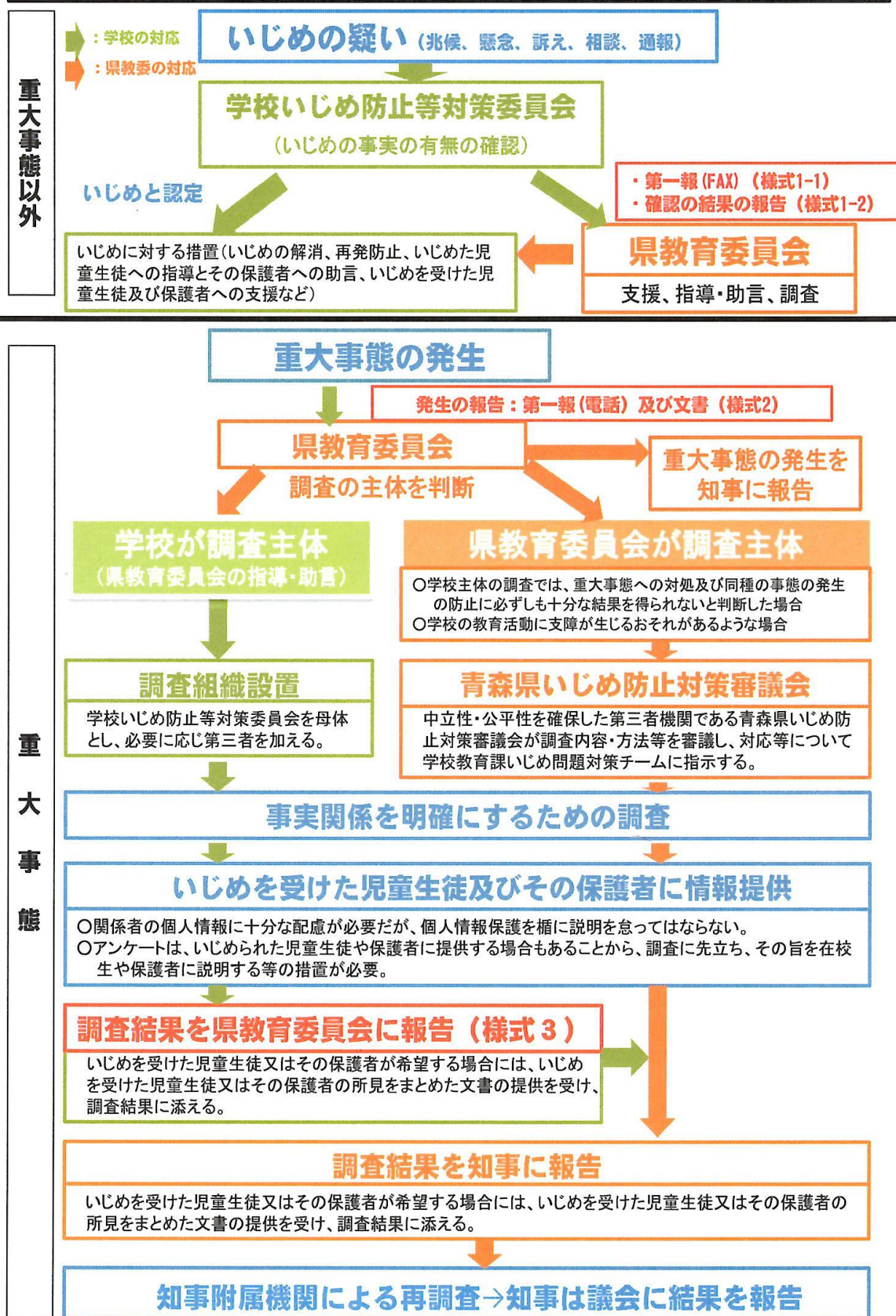
PDC Aサイクルを生かした学校の取組を見直すことで、より適切な取組を目指すことができる。また、現状を数値で表したり、生徒・保護者及び地域からの声を集約したりすることで、取組の効果を客観的に検証する。

(1) 評価方法

- ①学年末に取組評価アンケートを実施（3月）
別紙8
- ②集計結果をもとに「いじめ防止対策委員会」で会議
- ③会議の結果を職員会議で伝達
- ④会議の結果を学校ホームページで公開



「いじめ防止対策推進法」及び「青森県いじめ防止基本方針」 に基づくいじめ対応フロー図（県立学校の場合）



自己確認シート

この自己確認シートは、学校での友人との関わりについての考え方や行動を振り返るために行うものです。回答欄には「はい・いいえ」の2つしかありませんので、最近の自分の考え方や行動に近い方を選んでください。どちらが正しいのかと考えるものではありません。

自己確認シート

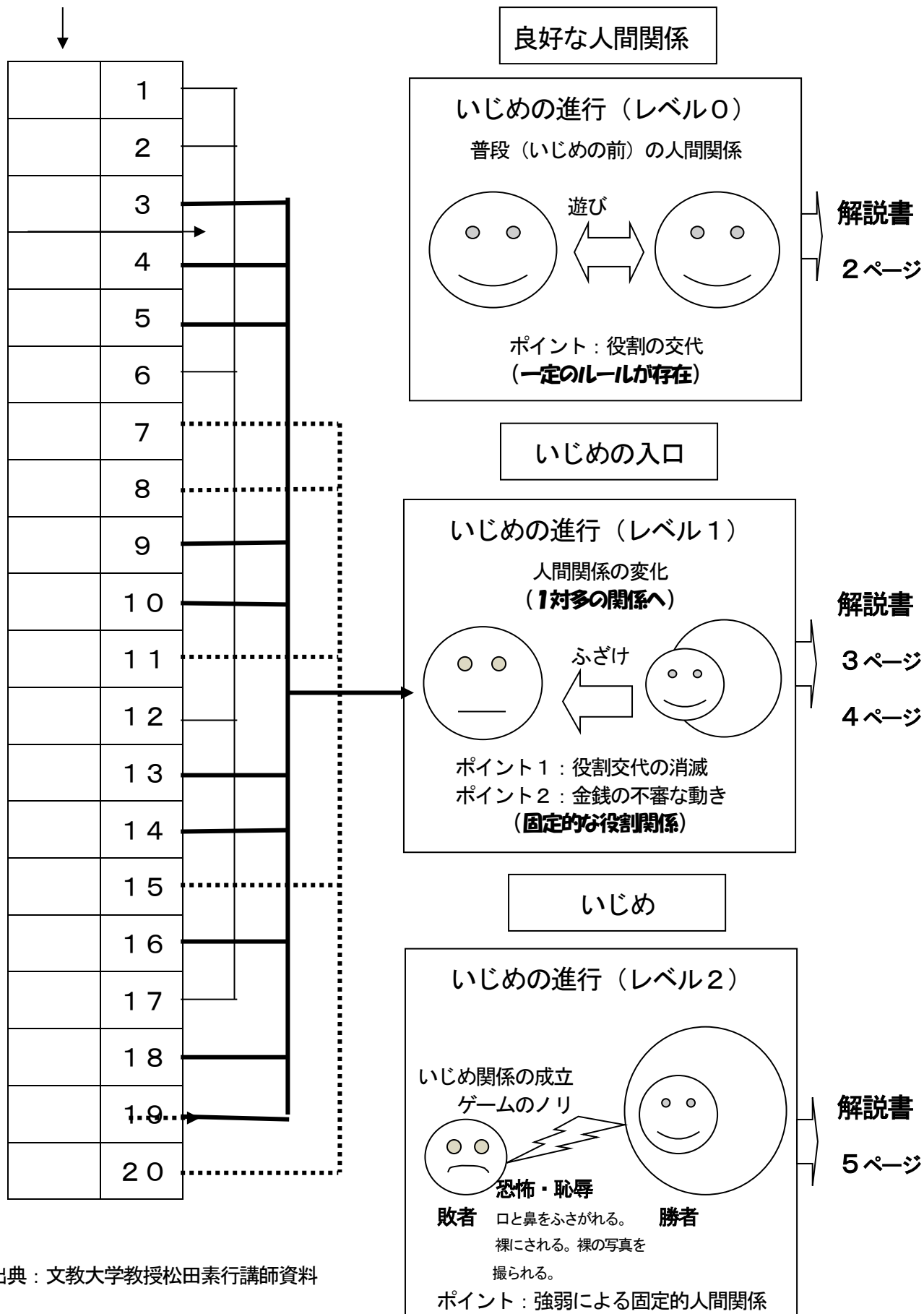
- 1 私は友人から嬉しいことをされた時、「ありがとう」と言っています。・・・ (はい・いいえ)
- 2 私は気軽に話せる先生がいます。・・・ (はい・いいえ)
- 3 私は誰かのうわさ話やひそひそ話をしたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 4 私は友人がからかわれている時に一緒に笑ったことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 5 私は友人からお金を借りたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 6 私はLINE等（メール・チャット等）で交流する仲間がいます。・・・ (はい・いいえ)
- 7 私は集団で特定の人を無視したことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 8 私は人の物を隠したり、壊したりしたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 9 私は友人をからかったり、いじったりしたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 10 私は友人をふざけて叩いたり、蹴ったりしたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 11 私はLINE等に悪口を書いたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 12 私は夢・目標を持って生活しています。・・・ (はい・いいえ)
- 13 私は誰かが嫌なことをされている時に知らないふりをしたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 14 私は友人に自分が面倒だと思っていることをやらせたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 15 私は特定の人悪口を言ったことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 16 私は友人に消しゴムなどを投げたことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 17 私はクラスの中で居場所（自分が安心して過ごせる場所）があります。・・・ (はい・いいえ)
- 18 私は友人のことをLINE等にふざけて書き込んだことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 19 私は人の物を無断で使ったことがあります。・・・ (はい・いいえ)
- 20 私は友人をLINE等で作ったグループから誰かを外したことがあります。・・・ (はい・いいえ)

☆友人との関わりについて、不安や悩みがあったら書いてください。

--

「良好な人間関係」・「いじめの入口」・「いじめ」の確認

☆「はい」に○を付けた番号の欄にチェックをしましょう。



出典：文教大学教授松田素行講師資料

解 説 編

自己確認シートの項目をそれぞれ「良好な人間関係」「いじめの入口」「いじめ」に分類しています。「はい」と答えた番号の解説を読み、自分の考え方や行動を振り返りましょう。

良好な人間関係

1に「はい」と答えた人

1 私は友人から嬉しいことをされた時、「ありがとう」と言っています。

「ありがとう」と言われると嬉しい気持ちになれますね。みんながそういう気持ちになればいいですね。

2に「はい」と答えた人

2 私は気軽に話せる先生がいます。

気軽に話せる先生がいる人は安心ですね。そういう先生がいたら困った時にも相談できますよね。

6に「はい」と答えた人

6 私はLINE等（メール・チャット等）で交流する仲間がいます。

この時点では良好な関係と言えます。ただし、友人の反応を極度に気にするようになったら気をつけましょう。

12に「はい」と答えた人

12 私は夢・目標を持って生活しています。

夢や目標を持つことは大変いいことですね。なりたい自分が見えてくると、学校生活にやりがいや楽しさが見つかりますよ。

17に「はい」と答えた人

17 私はクラスの中で居場所（自分が安心して過ごせる場所）があります。

居場所があると安心して学校生活を送ることができますね。クラス以外でも自分の居場所があるといいですね。

いじめの入口

レベル1は、レベル0にあった一定のルールが消滅している（例えば、鬼ごっこで同じ人ばかりに鬼をさせるような）状態や一人の人に対して多数の生徒でふざけを行うような状態です。このような状態は、良好な人間関係ではなく、「いじめの入口」の段階です。

5と19に「はい」と答えた人

5 私は友人からお金を借りたことがあります。

19 私は人のものを無断で使ったことがあります。

5のようなお金の貸し借りは、人間関係を壊す可能性がありますので気をつけましょう。例えば、お金をあいてから強引に借りると恐喝罪（刑法249条）に、19のように無断で物を借りた行為は窃盗罪（刑法235条）にあたる可能性があります。

10と16に「はい」と答えた人

10 私は友人をふざけて叩いたり蹴ったりしたことがあります。

16 私は友人に消しゴムなどを投げたことがあります。

ふざけ半分にした行為であっても、相手は痛い思いや嫌な思いをします。同じ行為を繰り返すうちに、だんだんエスカレートしていく危険性もあります。例えば、特定の相手の身体に一方的に苦痛を与える行為は「いじめ」であり、暴行罪（刑法208条）に該当します。さらに相手にケガを負わせた場合は傷害罪（刑法204条）となります。

9に「はい」と答えた人

9 私は友人をからかったり、いじったりしたことがあります。

からかいや、いじる行為の中には、相手の反応を楽しむ意識が潜んでいるので、「いじめ」に発展する可能性があります。例えば、その中に相手のプライドを傷つける言葉が含まれていると侮辱罪（刑法231条）に問われる場合もあります。

3に「はい」と答えた人

3 私は誰かのうわさ話やひそひそ話をしたことがあります。

自分のうわさ話が広がっていると知ったらどう思いますか？うわさ話は、本当かどうかわかりません。話をそのまま信じたり、面白がって広めたりしてはいけません。また、ひそひそ話は内容に関わらず、相手を不快な気持ちにさせることを知っておいてください。例えば、誰かのうわさ話を故意に広めることは、名誉毀損罪（刑法230条）となる可能性があります。

14に「はい」と答えた人

14 私は友人に自分が面倒だと思っていることをやらせたことがあります。

自分の行為（ジュースを買いに行かせたり、仕事を押しつけたりなど）が、一方的に特定の人に行われることで、させられている人は嫌だなど感じているかもしれません。このような関係は「いじめの入口」です。

4に「はい」と答えた人

4 私は友人がからかわれている時に一緒に笑ったことがあります。

このような時、自分は悪いことをしていないと思っていませんか？一緒になって笑う、はやし立てる行為は、からかっている人に加担したことになります。また、からかいを「いじめ」へとエスカレートさせる原因にもなります。

13に「はい」と答えた人

13 私は誰かが嫌なことをされているときに知らないふりをしたことがあります。

嫌なことをされているのを、知らないふりをする行為も「いじめ」を許すことと同じです。嫌なことをされている人の辛さを感じ、誰かにこのことを伝えるなど、その行為をやめさせるような勇気ある行動を起こしましょう。

18に「はい」と答えた人

18 私は友人のことをLINE等にふざけて書き込んだことがあります。

自分では軽い気持ちでも（悪いことと思っていなくても）友人は嫌な思いをしている場合があります。相手が嫌だと思ったらそれは「いじめ」です。情報モラルとしても不特定多数の人に知られる恐れがあるのでやめましょう。

い じ め

レベル1「いじめの入口」とレベル2「いじめ」の決定的な違いとして、次のような点が上げられます。

- ①両者の力関係に、簡単に変えることのできないアンバランスが生まれ、勝者と敗者が固定化します。この両者の関係は、周囲の人が行動を起こさない限り、変化しません。
- ②勝者はその力のアンバランスを乱用し、わざと、あるいは軽い「ノリ」で、心や体への苦痛を敗者に対して与えるのです。
- ③敗者は恐怖感や恥ずかしさなど心や体への苦痛を受けることになります。

このようにして、もっとも野蛮で卑劣な行為である「いじめ」が成立するのです。そのほとんどが犯罪行為につながり、重大な問題を引き起こすことになるので、一刻も早くそのような行為は止めなければなりません。

15に「はい」と答えた人

15 私は特定の人が悪口を言ったことがあります。

人は他人から褒められると嬉しいものです。逆に悪口を言われると悲しくなったり、さびしくなったりします。特定の人が悪口を言う行為は、その人を周囲から孤立させてしまうことにもなるので、絶対に止めてください。このような行為は、名誉毀損（刑法230条）や侮辱罪（刑法231条）となる可能性があります。また、悪口を言われて嫌な思いをしている人は、一人で悩まず、友人や信頼できる大人に相談しましょう。

7に「はい」と答えた人

7 私は集団で、特定の人を無視したことがあります。

集団で誰かを無視する行為は、「いじめ」です。無視された人は、属する集団に話し相手がいなくなり、孤立し、とても辛い思いをします。誰かを無視することは絶対に止めてください。他の人が誰かを無視していたら、勇気を持って止めさせてください。また、友人などに無視をされ嫌な思いをしている人は、親や先生など周囲の大人に相談しましょう。

8に「はい」と答えた人

8 私は人の物を隠したり、壊したりしたことがあります。

自分の物を隠されたり、壊されたりして嬉しいと思う人はいません。このような行為は「いじめ」であり「犯罪行為」であると言えます。人の物を隠したり、壊したりすることは、絶対に止めてください。このような行為は、器物損壊罪（刑法261条）や窃盗罪（刑法235条）となる可能性があります。また、物を隠されたり、壊されたりしている人は、親や先生などに相談しましょう。

11と20に「はい」と答えた人

11 私はLINE等に悪口を書いたことがあります。

20 私はLINE等で作ったグループから誰かを外したことがあります。

LINE等でも、誹謗中傷や嫌なこと、冷やかしからかい、悪口や脅し文句を書き込むと、名誉毀損罪（刑法230条）や侮辱罪（刑法231条）、脅迫罪（刑法222条）となる可能性があります。実名でなくても書き込んだ場合は「いじめ」になります。

【資料】

レベル2にあたる行為の例	抵触する刑法
水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、押し倒す 胸ぐらをつかむ、髪の毛を引っ張る・切る、つねる、プロレスごっこの強要	暴行罪 刑法208条
上記等の行為により怪我を負わす、火を押しつける	傷害罪 刑法204条
金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法249条
黒板やインターネット上において、実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪 刑法230条 侮辱罪 刑法231条
言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
落書きをする、教科書を破る／捨てる、持ち物を壊す／捨てる、服を破る （物の形状が元に戻らない程度）	器物損壊罪 刑法261条
他人の持ち物を盗む、自分の欲しい物を他人に盗ませる	窃盗罪 刑法235条

◆振り返り◆

自己確認を終えて、感じていることを素直に書いてください。

氏名（ ）

別紙4

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を言わない。 教員と視線を合わせず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっているが表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。
放課後 部活動等	慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。 一人で部活動の準備・片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場 面	サ イ ン
学校内等	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒の行動等に、不自然な笑い、からかい等がみられる。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気をつけている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、中心的存在の生徒がいる。

別紙5

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
教室	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁や黒板等にいたずら、落書き等がある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

場 面	サ イ ン
家庭	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 SNSやメール等をこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあつたりする。 遊ぶ仲間が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車にパンクさせられるなどいたずらをされる。 家庭の品物・金銭がなくなる。 大きな金額の金銭を欲しがる。

別紙6

いじめアンケート		実施日	年	月	日
年 科 番 氏名					
年 月 日から 年 月 日の期間のことについて、次の質問に答えてください。 記入後は、封筒に入れて担任に直接提出してください。なお、この調査用紙に記入したことで、 あなた自身が困ることのないよう、学校の先生方全員で十分に配慮します。					
No.	質 問				
1	あなたは、いじめられたことがありますか。 ① ある () →No.2へ ②ない () →No.6へ				
2	どんないじめを受けましたか。当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可) ①冷やかしやからかいを受けた () ②悪口や嫌なことを言われた () ③言いがかりや脅し文句を言われた () ④仲間はずれにされた () ⑤友達から無視された () ⑥ネット上で誹謗中傷された () ⑦メール等で悪口を言われた ⑧軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした () ⑨暴力をふるわれた () ⑩金品をたかられた () ⑪お金や物を盗られたり、汚されたり、隠されたり、捨てられたりした () ⑫使い走りさせられた () ⑬危険なことをさせられた () ⑭人に笑われたり、叱られるようなことを無理矢理やらされた () ⑮その他 () →詳しく ()				
3	今もそのいじめは続いていますか。当てはまるものに○を付けてください。 ①続いている () →No.4へ ②解決していないが、収まった () →No.5へ ③解決した () →No.6へ				
4	そのいじめについて、今後どう対処するつもりですか。当てはまるものに○を付けてください。 (複数回答可) ①担任に相談する () ②教育相談等の先生に相談する () ③親に相談する () ④部活動の顧問に相談する () ⑤友達に相談する () ⑥自分で解決する () ⑦その他 () →詳しく ()				
5	そのいじめを解決するために、学校にしてもらいたいことを書いてください。				
6	あなたは、いじめを見たり聞いたりしたことがありますか。 ①ある () ②ない ()				
7	いじめに関して、自分のこと、友人のこと、他人のことなど、知っていることや知らせたいことがあったら、ささいなことでも書いてください。				

別紙 7

家庭生活等アンケート			実施日	年	月	日
年 科 番 生徒氏名 保護者氏名（自署）						
近頃のお子さんの様子について、下の質問項目のうち、当てはまると思うものに○を付けてください。						
		質 問 項 目	○欄			
学 習	1	家庭学習の時間が減った。				
	2	成績が急に下がってきた。				
服 装 等	1	洋服に通常付かないような汚れや破れがある。				
	2	自分の持ち物が頻繁になくなったり、壊れたり、汚れたりしている。				
	3	「護身用」などと称して、刃物等の危険な物を持ち歩いている。				
態 度 や し ぐ さ	1	学校への不平不満を言うことが多くなった。				
	2	学校が休日の時は機嫌が良いということが多くなった。				
	3	おどおどしたり、部屋に閉じこもりがちになった。				
	4	表情がさえず、ため息をついたり、泣いたりするようになった。				
	5	家の金品を無断で持ち出すようになった。				
	6	言葉遣いが荒くなるなど感情の起伏が激しくなった。				
	7	「死」など、現実から逃避することに関心を持つようになった。				
体 調 等	1	理由がはっきりしないあざや傷がある。				
	2	登校前に体調不良を訴えることが多くなった。				
	3	眠れなかったり、食欲がなかったりすることが多くなった				
友 人 関 係	1	交友関係を話したり聞かれたりすることを嫌がるようになった。				
	2	友達の誘いがあっても、家を出たがらない。または、外出の回数が以前より多くなった。				
	3	これまでと雰囲気異なる友達と付き合いようになった。				
	4	不審な電話が来たり、着信におびえたりするようになった。				
	5	LINE やメールなどに悪口が書き込まれている。				
行 動 等	1	金遣いが荒くなったり、買い与えた覚えのない物を持っている。				
	2	帰宅時間が極端に遅くなった。				
	3	友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調または命令的な口調で話したりするようになった。				
	4	安易に物を壊すなど、大切にしなくなった。				
上記のほか、「いじめ」等に関して気になることや、学校に伝えたい点等がありましたら、お書きください。						

別紙 8

取組評価アンケート

青森県立八戸工業高等学校

「学校いじめ防止基本方針」

生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

【評価】 A・・・良い B・・・概ね良い C・・・あまり良くない D・・・良くない

領 域	重 点 評 価 項 目	評 価
1 基本方針	1－1 学校の基本方針は、学校の実態や地域の期待を踏まえた内容になっている。	
2 校内体制	2－1 学校では、いじめの問題に対し、教員が一致協力して取り組む体制ができている。 2－2 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表している。 2－3 いじめの問題について、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	
3 日常の指導	3－1 授業は、すべての生徒が参加・活躍できる工夫がされ、「わかる授業」を展開している。 3－2 学校全体として、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。 3－3 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の育成や豊かな人間性を培う活動を積極的に行っている。	
4 早期発見	4－1 学校は、アンケート調査等を行い、きめ細かくいじめの把握に努めている。 4－2 校内に、生徒の悩みや要望を積極的に受け止める教育相談の体制が整備されている。 4－3 校内巡視や生徒と触れあう機会を設け、生徒の様子を意図的、計画的に観察している。	
5 いじめへの対応	5－1 いじめがあった場合は、問題を軽視せず、事実関係の把握を行い、事実を隠蔽することなく的確に対応している。 5－2 いじめを行う生徒には毅然とした対応を行っている。 5－3 いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な対応を通し、いじめから守り通すための対応を取っている。	
6 ネット上のいじめ	6－1 インターネットの危険性や情報モラルに関する指導が行われている。 6－2 学校がインターネット上の不適切な書き込み等を把握したとき、迅速な対応を取っている。	

別紙 9

いじめ防止のための年間計画

月	取組内容	担当者・担当部署	備 考
4	・「学校いじめ防止基本方針」の提示 ・いじめ防止の周知（保護者・生徒） ・ホームルーム活動の提示	・いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部 ・生徒指導部、教務部	・年度始め ・入学式 ・自己理解と他者理解により、いじめ防止の意識高揚
5	・いじめ防止対策委員会① ・面談①	・いじめ防止対策委員会 ・HR担任	・学年からの情報収集 ・二者面談
6	・自己確認シート ・いじめアンケート①（生徒） ・家庭生活アンケート①（保護者） ・いじめ防止対策委員会② ・面談② ・ネットトラブル防止教室	・生徒指導部、担任、いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部、いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部 ・生徒指導部	・HRで活用 ・自宅での記入 ・アンケート結果への対応 ・アンケート結果により実施 ・外部講師
7	・終業式の諸注意	・生徒指導部	・一学期の反省、SNS上への書込と休業中の諸注意
8	・始業式の諸注意	・生徒指導部	・SNS上への書込についての諸注意
9	・面談③	・HR担任	・二者面談
10			
11	・いじめアンケート②（生徒） ・家庭生活アンケート②（保護者） ・いじめ防止対策委員会③ ・面談④	・生徒指導部、担任、いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部、いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部	・自宅での記入 ・アンケート結果への対応 ・アンケート結果により実施
12	・終業式の諸注意	・生徒指導部	・二学期の反省、SNS上への書込と休業中の諸注意
1	・始業式の諸注意 ・面談⑤	・生徒指導部 ・HR担任	・SNS上への書込についての諸注意 ・二者面談
2	・いじめアンケート③（生徒） ・家庭生活アンケート③（保護者） ・いじめ防止対策委員会④ ・面談⑥	・生徒指導部、担任、いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部、いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部	・自宅での記入 ・アンケート結果への対応 ・アンケート結果により実施
3	・終業式の諸注意 ・いじめ防止対策委員会⑤	・生徒指導部 ・いじめ防止対策委員会	・二学期の反省、SNS上への書込と休業中の諸注意 ・一年間のまとめと次年度の取組

※その他、突発的な事案により個人面談、生徒指導委員会、教育相談委員会を開催する。

附則

平成30年3月改訂

令和元年5月改訂

令和6年7月改訂